

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 歳費月額削減

議長、副議長及び議員の歳費月額を、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、当分の間、三割削減すること。 (附則第十五項関係)

二 期末手当の額の削減

議長、副議長及び議員の期末手当の額を、一の適用がある間、五割削減すること。

(附則第十六項関係)

三 施行期日

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。 (附則関係)